

令和5年度

富士市立高等学校  
入学者選抜実施要領

富士市教育委員会



令和5年度 富士市立高等学校入学者選抜関係日程

2月			3月		
1	水		1	水	一家転住等による志願変更受付締切り (午後2時まで)
2	木		2	木	一般選抜学力検査・(学校独自選抜資料)
3	金		3	金	一般選抜面接・(学校独自選抜資料) 追検査受検願締切り(午後3時まで)
4	土		4	土	
5	日		5	日	
6	月		6	月	
7	火		7	火	
8	水		8	水	
9	木		9	木	追検査
10	金		10	金	
11	土	建国記念の日	11	土	
12	日		12	日	
13	月		13	月	
14	火		14	火	一般選抜合格者発表(正午以降) 再募集実施校・募集定員発表 (午後4時以降)
15	水	一般選抜願書受付開始	15	水	
16	木	一般選抜願書受付	16	木	再募集願書受付開始
17	金	一般選抜願書受付締切り(正午まで)	17	金	再募集願書受付締切り(午後2時まで)
18	土		18	土	
19	日		19	日	
20	月		20	月	
21	火		21	火	春分の日
22	水	志願変更受付開始	22	水	再募集面接等
23	木	天皇誕生日	23	木	
24	金	志願変更受付締切り(正午まで) 一家転住等による志願変更受付開始	24	金	再募集合格者発表(正午以降)
25	土		25	土	
26	日		26	日	
27	月		27	月	
28	火		28	火	
			29	水	
			30	木	
			31	金	

# 目 次

選抜の基本方針	1
---------	---

## I 一般選抜

第1 募集定員及び選抜枠	1
1 募集定員	
2 選抜枠	
第2 学校裁量枠の設定学科及び選抜割合等並びに共通枠定員	1
1 学校裁量枠の設定学科及び選抜割合等	
2 共通枠定員	
第3 志願方法	1
1 志願資格	
2 志願することができる学科及び通学区域等	
3 受付期間	
4 志願の手續等	
5 県外（海外を含む。）からの志願	
第4 志願変更	4
1 志願変更の受付期間	
2 志願変更の手續等	
3 入学検定料	
第5 調査書及び成績一覧表	5
1 調査書の作成等	
2 成績一覧表の作成	
3 その他	
第6 学力検査	6
1 学力検査対象者	
2 学力検査会場	
3 学力検査の教科及び配点	
4 出題範囲	
5 実施期日及び日程	
第7 面接、学校独自選抜資料及び健康診断	6
1 面接	
2 学校独自選抜資料	
3 健康診断	
第8 追検査	7
1 実施する選抜資料	
2 受検資格	
3 受検手續	

4	検査会場	
5	実施期日	
第9	選抜	7
1	選抜委員会	
2	選抜手順	
3	第2志望等の選抜	
第10	合格者の発表	8
1	発表期日	
2	合格通知書等の交付	

## Ⅱ 再募集

第1	学科及び募集定員	9
第2	志願方法	9
1	志願資格	
2	志願することができる学科及び通学区域	
3	受付期間	
4	志願の手続等	
5	県外（海外を含む。）からの志願	
第3	面接、作文、学校独自選抜資料及び健康診断	10
1	面接及び作文	
2	学校独自選抜資料（実技検査）	
3	健康診断	
第4	選抜	10
1	選抜委員会	
2	選抜手順	
第5	合格者の発表	11
1	発表期日	
2	合格通知書等の交付	
第6	その他	11

## Ⅲ その他

第1	障害のある志願者に対する配慮	12
第2	気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合の措置	12
第3	新型コロナウイルス感染症の状況に応じた対応	12
第4	一家転住等による志願変更・入学変更の取扱い	12
1	志願先高等学校の変更	
2	合格後における入学先高等学校の変更	
第5	入学者選抜に係る情報の提供及び開示	13
第6	その他	13
第7	照会先	13

#### IV 各種樣式等

各種樣式等	14
-------	----

#### V 附屬資料

附屬資料	44
------	----

# 選抜の基本方針

令和5年度富士市立高等学校入学者選抜は、この実施要領に定めるもののほか、この要領が定めていないものについては、令和5年度静岡県公立高等学校入学者選抜実施要領（以下「県の入学者選抜実施要領」という。）に定めるところにより実施する。

富士市立高等学校長（以下「校長」という。）は、学科の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定し、合格者を決定する。

## I 一般選抜

### 第1 募集定員及び選抜枠

#### 1 募集定員

学科ごとの募集定員は、別に公示する。

#### 2 選抜枠

一般選抜の中に、選抜方法の異なる2つの選抜枠として、学校裁量枠及び共通枠を置く。

### 第2 学校裁量枠の設定学科及び選抜割合等並びに共通枠定員

#### 1 学校裁量枠の設定学科及び選抜割合等

学校裁量枠の設定学科及び選抜割合（募集定員に占める合格者の割合）は、富士市立高等学校の意向を踏まえて、富士市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）が定める。（附属資料1参照）

なお、学校裁量枠の選抜割合は、原則として50%を上限とし、複数の選抜方法を用いる場合には、選抜方法ごとに選抜割合を示した選抜段階を定める。その際、各選抜段階における選抜対象者は、一般選抜受検者全員（「中学校における学習」を除く。）とすることも、希望者とすることもできる。

#### 2 共通枠定員

募集定員から学校裁量枠の選抜における合格者数を除いた人数とする。

### 第3 志願方法

#### 1 志願資格

入学を志願することができる者（以下「志願者」という。）は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和5年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者（以下「中学校卒業者」という。）
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

なお、学校教育法施行規則第95条第5号の規定により、志願資格の確認を求める場合は、事前に校長に問い合わせ、その指示を受けること。

#### 2 志願することができる学科及び通学区域等

- (1) 志願することができる学科

志願者は、志望順位を付して、学科を併願することができる。

なお、ビジネス探究科又は総合探究科を第1志望とした場合は、スポーツ探究科を除き、第2志望まで併願することができる。スポーツ探究科を第1志望とした場合のみ第3志望まで併願することができる。

(2) 学校裁量枠

志願者は、学校裁量枠において、希望者を対象とする選抜段階Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに志願することができる。なお、選抜段階ⅠとⅡの併願はできない。

(3) 志願することができる通学区域

県内全域とする。

### 3 受付期間

入学願書（様式第9号）等の受付期間は、次のとおりとする。

令和5年2月15日（水）から令和5年2月17日（金）正午まで

郵送により提出する場合は、書留・親展で、令和5年2月17日（金）正午までに必着のこと。また、その場合、事前に校長と連絡をとること。

### 4 志願の手続等

(1) 志願者による手続

ア 中学校卒業見込みの者

志願者は、次の書類等を、在学する中学校の校長（以下「中学校長」という。）を經由して校長に提出する。

- ① 入学願書（様式第9号）
- ② 受検票（入学願書と共に市教育委員会が交付する所定の用紙）
- ③ 入学検定料 2,200円

納入通知書兼領収書（コピーでも可）を納入通知書貼付用紙（入学願書と共に市教育委員会が交付する所定の用紙）に貼付する。

なお、一度納入した入学検定料はいかなる場合も返さない。

④ 実技検査に関する事前調査票

イ 中学校卒業者

志願者は、次の書類等を、出身中学校長を經由して校長に提出する。ただし、高等学校を入学年度の1月1日以降に退学（第2学年以上の退学を含む。）した者は、退学した高等学校の校長を經由して校長に提出する。

- ① 入学願書（様式第9号）
- ② 受検票（入学願書と共に市教育委員会が交付する所定の用紙）
- ③ 入学検定料 2,200円

納入通知書兼領収書（コピーでも可）を納入通知書貼付用紙（入学願書と共に市教育委員会が交付する所定の用紙）に貼付する。

なお、一度納入した入学検定料はいかなる場合も返さない。

④ 本人の写真1枚

上半身正面脱帽で、大きさは縦3cm、横2.4cmとし、令和5年1月1日以降に撮影したもの。裏面に氏名を記入する。

⑤ 実技検査に関する事前調査票

なお、平成29年3月以前に中学校を卒業した者は、富士市立高等学校に問い合わせ、その指示を受けること。

ウ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

上記イに準ずる。

エ 欠席等の状況について説明することを希望する者

上記ア、イ又はウの者において、欠席日数及び適応指導教室等への通所等により出席扱いとなっている日数の合計が、第3学年でおおむね30日以上又は3年間でおおむね90日以上のもので、欠席等の状況について説明することを希望する志願者は、自己申告書（様式第4号）を提出することができる。

自己申告書は志願者本人が記載し、厳封の上、中学校長等に提出する。

なお、その際、封筒の表に「自己申告書」と朱書するとともに、中学校名、志願者氏名を明記する。中学校長等は他の出願書類と共に校長に提出する。

(2) 中学校長等による手続

ア 中学校卒業見込みの者又は中学校卒業者（下記イ以外の者）の場合

中学校長は、志願者から提出された上記(1)の書類等のほか、次の書類を校長に提出する。

- ① 調査書（様式第1号静岡県同様式）
- ② 入学志願者通知書（様式第2号）
- ③ 成績一覧表（様式第3号）

ただし、中学校卒業者の場合は、提出する必要はない。

イ 高等学校在学者又は高等学校中途退学者の場合

高等学校在学者は、現に在学する高等学校を退学して出願しなければならない。

(ア) 高等学校を入学年度の12月31日以前に退学して出願する場合

出身中学校長は、志願者から提出された上記(1)のイの書類等のほか、次の書類を校長に提出する。

- ① 調査書（様式第1号静岡県同様式）
- ② 入学志願者通知書（様式第2号）

(イ) 高等学校を入学年度の1月1日以降に退学（第2学年以上の退学を含む。）して出願する場合

当該志願者が退学した高等学校の校長は、志願者から提出された上記(1)のイの書類等のほか、次の書類を校長に提出する。

- ① 調査書（過年度に提出されたもの）の写し
- ② 高等学校における学習と行動の記録（様式第5号）
- ③ 入学志願者通知書（様式第2号）

(3) 校長による措置

入学願書（様式第9号）を受理した校長は、受検票を交付する。

## 5 県外（海外を含む。）からの志願

(1) 志願資格

県外の中学校卒業見込みの者又は中学校卒業者のうち、志願できるのは次のア又はイの場合に限る。

ア 一家転住等の場合

保護者が県内に居住している場合又は近く保護者と共に県内に転住することが明らかな場合等、富士市立高等学校への志願の理由が妥当である場合。

イ 一家転住等以外の場合

次の①から③までのいずれも満たす場合に限る。

- ① 本校を志願する特別の理由があり、その理由を在学又は出身の中学校長等が適当であると認めた場合。
- ② 本校在学期間中、県内に居住地があり、保護監督責任者がいること。
- ③ 志願の理由を校長が適当であると認めた場合。なお、中学校長等は志願資格に

ついて事前に校長に問い合わせること。

(2) 志願許可手続

県外から志願しようとする者は、事前に次の書類を中学校長等を通じて提出し、校長の許可を得る。

- ① 併願しないことの証明書（様式第6号）
- ② 県外からの入学志願許可申請書（様式第17号） 2部
- ③ 県外からの志願が適当であることを証明する書類（様式自由、要職印）

(3) 提出書類の特例

外国において、学校教育（日本人学校を除く。）における9年目の課程を、令和5年3月までに修了した者又は修了見込みの者が志願する場合は、上記4の(1)のイの規定に準ずることに加え、次のとおりとするほか、富士市立高等学校に問い合わせるその指示を受ける。

ア 上記4の(2)のアの①の調査書は、成績を証明する書類及び出席状況を記録した書類をもって代えることができる。

なお、これらの書類は、英文のものでもよい。

イ 上記4の(2)のアの②の入学志願者通知書及び③の成績一覧表は、提出する必要はない。

(4) 受付期間の特例

県外の高等学校に出願している者（既に受検した者は除く。）が、保護者の転勤等の理由により県内に保護者と共に転住することが、令和5年2月下旬以降に決まり、一般選抜の受付期間に出願することができなかった場合は、次の期間に入学願書（様式第9号）等の受付を認める。

令和5年2月24日（金）から令和5年3月1日（水）午後2時まで  
（2月25日（土）、26日（日）を除く。）

なお、この場合の手続等については、富士市立高等学校に問い合わせるその指示を受ける。

## 第4 志願変更

一般選抜における受付期間に出願した者は、受付締切り後において、学校、学科（科）及び併願した学科（科）の志望順位を1回に限り変更することができる（希望者を対象とする学校裁量枠の選抜段階の変更を含む。）。

### 1 志願変更の受付期間

志願変更願（様式第10号静岡県同様式）等の受付期間は、次のとおりとする。

令和5年2月22日（水）から令和5年2月24日（金）正午まで  
（2月23日（木）を除く。）

郵送により提出する場合は、書留・親展で、令和5年2月24日（金）正午までに必着のこと。また、その場合、事前に新志願先高等学校長と連絡をとること。

### 2 志願変更の手続等

(1) 富士市立高等学校内で志願変更をする場合

ア 志願変更を希望する者（以下「志願変更者」という。）は、中学校長等を経由して校長に次の書類等を提出する。

- ① 志願変更願（様式第10号静岡県同様式）
- ② 受検票（校長が交付したもの）
- ③ 受検票（新たに交付を受けるためのもの（受検票の記載事項に変更がある場合））

- ④ 実技検査に関する事前調査票（志願変更により必要となった場合）
- イ 校長は、中学校長等を経由して志願変更者に次の書類を交付する。  
受検票（アの③の場合）  
なお、受検票の記載事項に変更がない場合は、提出された受検票を返付する。
- (2) 富士市立高等学校と県立高等学校又は別の市立高等学校との間で志願変更する場合
  - ア 志願変更者は、中学校長等を経由して旧志願先高等学校長に次の書類を提出する。
    - ① 志願変更願（様式第 10 号静岡県同様式）
    - ② 受検票（旧志願先高等学校長が交付したもの）
  - イ 旧志願先高等学校長は、中学校長等を経由して志願変更者に次の書類を交付する。  
他校への志願変更証明書（様式第 10 号静岡県同様式）
  - ウ 中学校長等は、新志願先高等学校長に一括して次の書類等を提出する。
    - ① 他校への志願変更証明書（旧志願先高等学校長が交付したもの）
    - ② 入学願書（新たに作成したもの）
    - ③ 受検票（新たに交付を受けるためのもの）
    - ④ 入学検定料（設置者の異なる公立高等学校間の志願変更の場合）
    - ⑤ 調査書（様式第 1 号静岡県同様式）（新たに作成したもの）
    - ⑥ 入学志願者通知書（様式第 2 号）（志願変更者分のみ記載したもの）
    - ⑦ 成績一覧表（様式第 3 号）（願書受付期間において、当該高等学校への提出がなかった場合のみ。中学校卒業者の場合は、提出する必要はない。）
    - ⑧ 実技検査に関する事前調査票（新志願先高等学校が提出を求めている場合）
  - エ 欠席等の状況について説明することを希望する者は、「第 3 志願方法 4 志願の手続等 (1) 志願者による手続 エ」に準じて、次の書類を提出する。  
自己申告書（様式第 4 号）
  - オ 新志願先高等学校長は、中学校長等を経由して志願変更者に次の書類を交付する。  
受検票（新たに交付するもの）

### 3 入学検定料

- (1) 設置者の異なる公立高等学校間（富士市立高等学校と県立高等学校又は別の市立高等学校との間）の志願変更の場合
  - ア 県立高等学校又は別の市立高等学校から富士市立高等学校へ志願変更する場合  
入学願書（様式第 9 号）を作成の上、新たに入学検定料を納付した証明（納入通知書兼領収書（コピーでも可））を、納入通知書貼付用紙（入学願書と共に市教育委員会が交付する所定の用紙）に貼付して提出する。
  - イ 富士市立高等学校から県立高等学校又は別の市立高等学校へ志願変更する場合  
県の入学者選抜実施要領又は市立高等学校を設置する当該市の定めるところによる。

## 第 5 調査書及び成績一覧表

### 1 調査書の作成等

- (1) 調査書の作成  
調査書（様式第 1 号静岡県同様式）は、中学校長が作成する。
- (2) 県外の中学校（日本人学校を含む。）卒業見込みの者の場合  
提出する調査書は、原則として様式第 1 号静岡県同様式により、中学校長が作成する。
- (3) 調査書作成委員会  
調査書（様式第 1 号静岡県同様式）の作成に当たっては、中学校長は中学校長を委

員長とする調査書作成委員会を設け、記載内容の信頼性、客観性を高め、的確に記載しなければならない。

## 2 成績一覧表の作成

- (1) 県内の中学校卒業見込みの者の場合  
成績一覧表（様式第3号）は、中学校長が作成する。
- (2) 県外の中学校（日本人学校を含む。）卒業見込みの者の場合  
提出する成績一覧表（様式第3号）の様式については、原則として本市の様式により中学校長が作成する。
- (3) 中学校卒業者の場合  
作成する必要はない。

## 3 その他

- (1) 校長は、調査書その他中学校長が提出した書類の記載内容について、中学校長の説明を求めることができる。
- (2) 調査書その他中学校長が提出した書類の重大事項について、記載が適切でなかったときは、合格発表後であっても再審査を行うことができる。

## 第6 学力検査

### 1 学力検査対象者

志願者全員

### 2 学力検査会場

富士市立高等学校

### 3 学力検査の教科及び配点

国語、社会、数学、理科及び英語（放送による問題を含む。）の5教科（各教科50点満点）

### 4 出題範囲

学力検査の問題は、中学校までの学習内容を踏まえた、基礎的・基本的なものとし、各教科の目標に即して、知識・理解、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度を広く検査できるように出題する。

### 5 実施期日及び日程

令和5年3月2日（木）

日	程	時 間	実施内容
8:30	～	—	受 付
9:05	～ 9:55	50分	国 語
10:10	～ 11:00	50分	数 学
11:15	～ 12:05	50分	英 語
12:55	～ 13:45	50分	社 会
14:00	～ 14:50	50分	理 科

## 第7 面接、学校独自選抜資料及び健康診断

### 1 面接

- (1) 対象者  
志願者全員
- (2) 実施会場

富士市立高等学校

(3) 実施期日

令和5年3月3日（金）

(4) 内容及び方法

面接は、調査書の記載事項と関連して、志願者の学習等への適性や学びに向かう力、人間性等及び校内外における活動状況、進路、趣味、特技等に関する質問に対して、口答により行う。また、面接は個人面接及び集団面接を各1回行う。

## 2 学校独自選抜資料

(1) 対象者

学校独自選抜資料を用いる学校裁量枠の選抜段階を志願する者

(2) 実施会場

富士市立高等学校

(3) 実施期日及び日程等

令和5年3月2日（木）、3月3日（金）のいずれかの日、又は両日において実施する。日程の詳細については、「学校独自選抜資料の概要」を別に定め、志願状況に応じて、受付開始時刻等を変更する場合がある。

(4) 内容及び方法

学校独自選抜資料の内容及び方法は、以下により定める。

ア 実技検査

実技検査は、主として保健体育、音楽等の分野や学科への適性、技能・表現力、活動意欲をみるものとする。

イ 探究

学力検査及び面接とは異なる観点のものとする。

## 3 健康診断

健康診断は、富士市立高等学校において特に必要と認めた場合に限り、市教育委員会の承認を得て実施することができる。

## 第8 追検査

### 1 実施する選抜資料

学力検査、面接及び学校独自選抜資料（スポーツ探究科のみ）とする。

### 2 受検資格

病気その他のやむを得ない理由により、学力検査、面接等を受けることができなかった者

### 3 受検手続

追検査の受検を希望する者は、令和5年3月3日（金）午後3時までに追検査受検願（様式第11号）を、中学校長等を経由して校長に提出し、その指示を受ける。

### 4 検査会場

富士市立高等学校

### 5 実施期日

令和5年3月9日（木）

## 第9 選 抜

### 1 選抜委員会

選抜は、校長を委員長とする選抜委員会において、厳正に行う。

## 2 選抜手順

校長は、選抜の基本方針に基づき、次の(1)から(2)までの手順に従って審査し、合格者を順次決定する。

### (1) 学校裁量枠

調査書、学力検査の結果、面接及び学校独自選抜資料の結果等を、富士市立高等学校が定めた選抜方法（附属資料1参照）により審査して、学校裁量枠における合格者を決定する。

なお、複数の選抜段階を設けた学科においては、選抜段階の順（附属資料1参照）に、合格者を決定する。

### (2) 共通枠

上記(1)による合格者を除いたすべての受検者を共通枠の選抜対象者（以下「共通枠対象者」という。）として、調査書、学力検査及び面接の結果等を、次のアからウまでの手順に従って審査し、合格者を順次決定する。

#### ア（第1段階）

調査書の学習の記録における9教科の評定合計の上位から共通枠定員までの者を対象とし、学力検査の5教科の得点合計の上位から共通枠定員の75%程度までの者を合格者とする。

ただし、共通枠倍率（共通枠対象者数を共通枠定員で除した値）が1.1倍以下の学科においては、「共通枠定員までの者」を「共通枠対象者数の90%までの者」に読み替えるものとする。

なお、調査書の学習の記録以外の記載事項、面接の結果等を考慮し、対象から除くことができる。

#### イ（第2段階）

アによる合格者を除いた共通枠対象者を対象とし、調査書の学習の記録以外の記載事項及び面接の結果により共通枠定員の10%程度の者を合格者とする。

ただし、調査書の学習の記録、学力検査の結果等を考慮し、対象から除くことができる。

#### ウ（第3段階）

ア及びイによる合格者を除いた共通枠対象者を対象とし、調査書の記載事項、学力検査及び面接の結果等を総合的に審査し、共通枠定員の15%程度の者を合格者とする。

なお、共通枠対象者数が共通枠定員に満たない場合においては、上記(2)のア、イ、ウによる合格者の割合は、「共通枠定員」を「共通枠対象者数」に読み替えた人数とする。

また、上記(2)のア、イ、ウにおける合格者の割合は、共通枠定員の規模や学力検査の結果等により、前後10%の範囲内において、富士市立高等学校の裁量とする。

## 3 第2志望等の選抜

併願した第2志望等の学科に関する選抜は、上記2の(2)のウ（第3段階）から行う。

## 第10 合格者の発表

### 1 発表期日

令和5年3月14日（火）正午以降

### 2 合格通知書等の交付

校長は、合格者に対し、合格通知書（様式第7号）を交付し、中学校長等に対し、入学選抜結果通知書（様式第8号）を交付する。

## Ⅱ 再募集

一般選抜の結果、合格者数が別に公示する募集定員に満たない場合には、再募集を実施する。

### 第1 学科及び募集定員

再募集を実施する学科及び募集定員は、令和5年3月14日（火）午後4時以降に富士市立高等学校において発表する。

### 第2 志願方法

#### 1 志願資格

志願者は、「Ⅰ一般選抜 第3志願方法 1志願資格」に該当する者で、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県内公立高等学校の一般選抜、特別選抜（海外帰国生徒選抜、外国人生徒選抜、長期欠席生徒選抜、連携型選抜、県外生徒特色選抜）に志願した場合  
県内公立高等学校に合格しなかった者（病気、負傷等により、受検できなかった者も含む。）
- (2) 県内公立高等学校の一般選抜、特別選抜のいずれにも志願しなかった場合  
県内外の国公立高等学校のいずれにも合格者となっていない者  
ただし、県外の中学校卒業見込みの者又は中学校卒業者は、「Ⅰ一般選抜 第3志願方法 5県外（海外を含む。）からの志願 (1)志願資格」に該当する者に限る。

#### 2 志願することができる学科及び通学区域

- (1) 志願することができる学科  
志願者は、再募集を実施する学科のうち、1学科についてのみ志願することができる。ただし、再募集を実施する学科が2以上ある場合は、志望順位を付して、学科を併願することができる。
- (2) 志願することができる通学区域  
県内全域とする。

#### 3 受付期間

入学願書[再募集用]（様式第12号）等の受付期間は、次のとおりとする。  
令和5年3月16日（木）から令和5年3月17日（金）午後2時まで  
郵送により提出する場合は、書留・親展で、令和5年3月17日（金）午後2時までに必着のこと。また、その場合、事前に校長と連絡をとること。

#### 4 志願の手続等

- 次の(1)～(3)以外については、一般選抜の志願の手続等に準ずる。
- (1) 志願者は、入学願書[再募集用]（様式第12号）を用いる。
  - (2) 中学校長等は、再募集志願資格証明書（様式第13号）を添付する。
  - (3) 成績一覧表（様式第3号）については、一般選抜において富士市立高等学校へ提出した場合には提出の必要はない。

#### 5 県外（海外を含む。）からの志願

「Ⅰ一般選抜 第3志願方法 5県外（海外を含む。）からの志願」に準ずる。

### 第3 面接、作文、学校独自選抜資料及び健康診断

#### 1 面接及び作文

- (1) 対象者等  
志願者全員を対象に、面接及び作文を実施する。
- (2) 実施会場  
富士市立高等学校
- (3) 実施期日及び日程  
令和5年3月22日（水）

日 程	時間	実施内容
8:30～	—	受 付
9:00～9:50	50分	作 文
作文終了後	—	面 接

- (4) 内容及び方法

##### ア 面接

面接は、調査書の記載事項と関連して、志願者の学習等への適性や学びに向かう力、人間性等及び校内外における活動状況、進路、趣味、特技等に関する質問に対して、口答により行う。また、面接は個人面接及び集団面接を各1回行う。

##### イ 作文

作文は、主として、志願者の学習等への適性や学びに向かう力、人間性等をみるもの又は校内外における活動状況、進路、趣味、特技等に関するものとする。

#### 2 学校独自選抜資料（実技検査）

- (1) 対象者  
スポーツ探究科を志望する者（第2、第3志望の場合を含む。）
- (2) 実施会場  
富士市立高等学校
- (3) 実施期日及び日程等  
令和5年3月22日（水）  
作文・面接終了後に実施する。
- (4) 内容及び方法

学校独自選抜資料は、審査項目及び調査書の記載事項と関連して、学科への適性、活動意欲をみるものとする。

#### 3 健康診断

健康診断については、「I 一般選抜 第7面接、学校独自選抜資料及び健康診断 3健康診断」に準ずる。

### 第4 選抜

#### 1 選抜委員会

選抜は、校長を委員長とする選抜委員会において、厳正に行う。

#### 2 選抜手順

校長は、選抜の基本方針に基づき、調査書、面接、作文及び学校独自選抜資料の結果等を総合的に審査して、合格者を決定する。

## **第5 合格者の発表**

### **1 発表期日**

令和5年3月24日（金）正午以降

### **2 合格通知書等の交付**

校長は、合格者に対し、合格通知書（様式第7号）を交付し、中学校長等に対し、入学者選抜結果通知書（様式第8号）を交付する。

## **第6 その他**

上記以外の事項については、「I 一般選抜」の各項の規定による。

## Ⅲ その他

### 第1 障害のある志願者に対する配慮

一般選抜を受検する際、障害のあることで、特別の配慮を希望する志願者は、「受検上の配慮願」（様式第15号）を、中学校長等を経由して校長に提出する。提出に当たっては、中学校長等が配慮の必要性を判断し、配慮内容の妥当性について記載した資料（診断書等及び中学校等での学習・生活の様子等についての説明書（様式自由））を添付する。

提出の期限は、一般選抜においては令和5年2月10日（金）までとする。ただし、提出期限以降に生じた病気、負傷等により配慮が必要となった場合には、速やかに校長に中学校長等を通して願い出て、指示を受ける。

なお、実施については、校長が市教育委員会と協議の上決定し、令和5年2月20日（月）までに、中学校長等を経由して「受検上の配慮通知」（様式第16号）により通知する。

また、再募集において特別の配慮を希望する場合は、志願することが決まり次第速やかに、校長に中学校長等を通して願い出る。その実施については、校長が市教育委員会と協議の上決定し、中学校長等を経由して通知する。

### 第2 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合の措置

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合の措置については、「気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合の措置について」（附属資料2参照）による。

なお、受検者等の安全確保については万全を期すこと。

### 第3 新型コロナウイルス感染症の状況に応じた対応

新型コロナウイルス感染症拡大等の状況によって、必要に応じて追って示す。

### 第4 一家転住等による志願変更・入学変更の取扱い

#### 1 志願先高等学校の変更（以下「一家転住等による志願変更」という。）

##### (1) 一家転住等による志願変更を認められる者

一家転住等による志願変更を認められる者は、県の入学者選抜実施要領に基づいて県内公立高等学校に出願し、保護者の転勤等やむを得ない理由による転住に伴い、旧志願先高等学校への通学が著しく困難となった者で、旧志願先高等学校長及び新志願先高等学校長が一家転住等による志願変更を認めた者とする。ただし、原則として、同一課程、同一学科間に限る。

##### (2) 一家転住等による志願変更の受付期間

令和5年2月24日（金）から令和5年3月1日（水）午後2時まで  
（2月25日（土）、26日（日）を除く。）

##### (3) 一家転住等による志願変更の手続

一家転住等による志願変更を希望する者は、旧志願先高等学校長に問い合わせるその指示を受ける。

#### 2 合格後における入学先高等学校の変更（以下「入学変更」という。）

##### (1) 入学変更を認められる者

入学変更を認められる者は、次のア及びイの条件を満たし、現に合格している高等学校の校長及び入学変更を希望する高等学校の校長が入学変更を認めた者とする。た

だし、原則として、同一課程、同一学科間に限る。

ア 県の入学者選抜実施要領に基づいて公立高等学校に合格した者

イ 上記 1 の (2) に規定する期間以降、上記 1 の (1) に該当した者

(2) 入学変更の受付期間

令和 5 年 3 月 15 日 (水) から令和 5 年 3 月 22 日 (水) 正午まで  
(3 月 18 日 (土)、19 日 (日) 及び 21 日 (火) を除く。)

(3) 入学変更の手続

入学変更を希望する者は、合格先高等学校長に問い合わせその指示を受ける。

## 第 5 入学者選抜に係る情報の提供及び開示

学力検査の結果、面接の結果等について、期間を定め、受検者本人からの請求に応じて、これを提供する。(附属資料 4 参照)

## 第 6 その他

その他、必要な事項については、追って示す。

## 第 7 照会先

本実施要領に関連する事項について、不明な点があった場合は、以下へ照会すること。

- ・富士市教育委員会教育総務課 (教育政策担当)

(郵便番号 417-8601 富士市永田町一丁目 100 番地 電話番号 0545-55-2865)

- ・富士市立高等学校

(郵便番号 417-0847 富士市比奈 1654 番地 電話番号 0545-34-1024)

## IV 各種様式等

様式第1号	調査書（別記1 調査書の記入方法）	15
様式第2号	入学志願者通知書	19
様式第3号	令和4年度成績一覧表（別記2 成績一覧表の記入方法）	20
様式第4号	自己申告書	23
様式第5号	高等学校における学習と行動の記録	25
様式第6号	併願しないことの証明書	26
様式第7号	合格通知書	27
様式第8号	入学者選抜結果通知書	28
様式第9号	入学願書（別記3 入学願書の記入方法）	29
様式第10号	志願変更願（他校への志願変更証明書）	34
様式第11号	追検査受検願	35
様式第12号	入学願書[再募集用]（別記4 入学願書[再募集用]の記入方法）	36
様式第13号	再募集志願資格証明書	39
様式第14号	身元保証承諾書	40
様式第15号	受検上の配慮願	41
様式第16号	受検上の配慮通知	42
様式第17号	県外からの入学志願許可申請書	43

## 調 査 書

志望課程		全・定・通	志望学科		受付番号			※1	※2						
① ふりがな 氏 名	-----				性別	生 年 月 日									
						平成 年 月 日生（満 歳）									
	② 組番		組 番												
③ 欠席等の 状況	学 年	欠席日数	遅刻回数	早退回数	欠 席 等 の 主 な 理 由										
	1 年														
	2 年														
	3 年														
学 習 の 記 録	教 科	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保健体育	技術・家庭	英 語					
	④評定														
	⑤観点別学習状況	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：				
	⑥総合的な 学習の時間														
	⑦特記事項														
⑧ 特別活動の記録				⑨ 行動の記録										⑩	
内容	学級 活動	生徒会 活動	学校 行事	項目	基本的な 生活習慣	健康・体力 の向上	自主・自 律	責 任 感	創意工夫	思いやり・ 協力	生命尊重・ 自然愛護	勤労・奉 仕	公正・公 平	公共心・ 公德心	新体力テスト の総合得点
状況				状況											
⑪ 特記事項															
⑫ 諸活動の 記録	顕 著 な 実 績							活 動 の 内 容							
⑬ その他															
この記載事項に誤りがないことを証明する。											令和5年 月 日				
中学校名															
記載者氏名												校長氏名		印	

静岡県教育委員会

## 別記1

### 調査書の記入方法

#### 1 全般

(1) 調査書は、本実施要領に示す様式第1号によって作成する。

なお、作成した調査書を複写（コピー）してもよい。この場合、複写後に校長印（校長印は職印）を押印する。

(2) 調査書は、志願者1人につき1通を作成する。

(3) 数字で記入する欄は、1、2、3等の算用数字を用いる。

(4) 各項目について、記入事項のない場合は、斜線を引くか、又は「なし」と記入する。

ただし、特別活動の記録（⑧）、行動の記録（⑨）においては、記入事項のない場合は空欄とする。

(5) ※印の欄は記入しない。

#### 2 各項目

##### (1) 基本的事項

ア 「志望課程」及び「志望学科」

「志望課程」は、「全」を○で囲む。

なお、コンピュータ等で作成する場合は、不要な文字・記号を削除してもよい。

「志望学科」は、第1志望について学科の略称を記入する。

なお、学科の略称は、附属資料1に示した（略称）を用いる。

イ 氏名、ふりがな（①）

中学校生徒指導要録から転記する。

ウ 性別

男又は女を記入する。

エ 生年月日

年齢は、令和5年4月1日現在の満年齢で、月以下は切り捨てて記入する。

オ 組番（②）

当該生徒の所属する学級の名称及び出席簿の番号を、「A組5番」のように記入する。これは、成績一覧表（様式第3号）の当該番号と一致させる。

なお、各学級においては同一番号がないように留意する。中学校卒業生については記入しない。

##### (2) 欠席等の状況（③）

ア 「欠席日数」、「遅刻回数」、「早退回数」

中学校卒業見込みの者については、欠席日数、遅刻及び早退の回数は、第1学年、第2学年及び第3学年第2学期末までの分について記入する。2学期制の学校においては12月末までの分について記入する。

中学校卒業生については、中学校生徒指導要録から転記する。

イ 欠席等の主な理由

欠席、遅刻及び早退の主な理由を記入する。

##### (3) 学習の記録

ア 評定（④）

中学校卒業見込みの者については、第3学年における第2学期末（12月末）までの学習状況について、「静岡県公立小中学校児童生徒指導要録の様式及び取扱い」に準じ、5段階の目標に準拠した評価で記入する。

2学期制の学校においては、12月末までの学習状況について記入する。

中学校卒業者については、中学校生徒指導要録から第3学年の評定を転記する。

#### イ 観点別学習状況（⑤）

中学校卒業見込みの者については、第3学年における第2学期末（12月末）までの学習状況について、「静岡県公立小中学校児童生徒指導要録の様式及び取扱い」に準じ、各教科の観点ごとにA、B又はCで評価する。記入に当たっては各教科、左から順に「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」を並べ、A又はCのみを記入し、Bについては、空欄とする。

令和3年度の中学生卒業者については、中学校生徒指導要録から第3学年の観点別学習状況を転記する。

令和2年度以前の中学校卒業者については、すべて斜線を引く。

#### ウ 総合的な学習の時間（⑥）

第3学年におけるテーマや取組を中心に記入する。

記入に当たっては、「静岡県公立小中学校児童生徒指導要録の様式及び取扱い」に準じ、学習活動、観点、評価を総合して記入する。

中学校卒業者については、中学校生徒指導要録から転記してもよい。

#### エ 特記事項（⑦）

中学校卒業見込みの者については、各学校で選択教科を開設している場合は、その教科名と評定及び観点別学習状況の評価を記入し、評価基準を簡潔に記載する（例：国語（3 B B B） 評定は1から5の5段階、観点別学習状況はA、B又はCの3段階）。

中学校卒業者については、中学校生徒指導要録から転記してもよい。

その他、学習の記録について、特に記述を要すると判断した状況を具体的に記入する。

#### (4) 特別活動の記録（⑧）

学級活動、生徒会活動、学校行事における活動について、その趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合には、状況欄に○印を記入する。

中学校卒業者については、中学校生徒指導要録から転記してもよい。

#### (5) 行動の記録（⑨）

各教科、総合的な学習の時間、特別の教科 道徳、特別活動、その他学校生活全体にわたって認められる生徒の行動について、項目ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合には、状況欄に○印を記入する。

中学校卒業者については、相当する項目ごとに、中学校生徒指導要録から転記してもよい。その際、相当する項目がない場合は、斜線を引く。

#### (6) 新体力テストの総合得点（⑩）

令和4年度に実施した「新体力テスト」の結果の総合得点を記入する。総合得点は、「新体力テスト実施要項」による。

なお、中学校卒業者及び令和4年度に1種目でも実施できなかった者については記入せず、斜線を引く。

(7) 特記事項 (⑪)

特別活動における生徒の活動の状況について、所属する係名や委員会名及び学校行事における役割の分担等とともに、その活動の内容を記入する。

また、生徒の行動の状況について、総合的にみた場合の特徴を記入する。その際、長所を取り上げることを基本とする。

中学校卒業者については、中学校生徒指導要録から転記してもよい。

(8) 諸活動の記録 (⑫)

ア 顕著な実績

校内外における文化的活動、体育的活動、ボランティア活動等や特技について、顕著な実績を記入する。

中学校卒業者については、中学校生徒指導要録から転記してもよい。

イ 活動の内容

校内外における文化的活動、体育的活動、ボランティア活動等や特技について、その活動の内容を記入する。

中学校卒業者については、中学校生徒指導要録から転記してもよい。

(9) その他 (⑬)

ア 進路、適性及び意欲等

進路、適性及び富士市立高等学校を志願するに当たっての学業に対する意欲等、特に記述を要すると判断した事項があれば、それを記入する。

イ 新体力テスト

新体力テストを実施しなかった者については、その理由等を記入する。

ウ 身体の状態

就学上、特に配慮を必要とする身体の疾病、異常又は既往症等があれば、それを記入する。

エ 海外での就学状況

海外で保護者と共に居住していた者については、国名、期間及び学校名を記入する。

オ その他特に記入する事項

入学者選抜の資料として特に富士市立高等学校に知らせておく必要がある事項、入学後留意する必要がある事項等を記入する。

(10) 校長氏名等

調査書作成年月日、中学校名、記載者氏名及び校長氏名を記入し、校長印（校長印は職印）を押印する。

(11) 特別な教育課程を編成・実施する中学校からの志願者

特別な教育課程を編成・実施する中学校からの志願者の調査書の記入は、市教育委員会の指示による。

(12) 県外（海外を含む。）からの志願者

県外から志願する者の調査書の記入は、原則として本記入方法による。

## 入学志願者通知書

(宛先) 富士市立高等学校長

令和 年 月 日

立 中学校長 (氏 名)



下記の者は、貴校へ入学を希望しています。ついては、調査書 通、成績一覧表1組を提出します。

### 記

番号	課程 学科(科)	全日制	志願者数	男	女	計	学校裁量枠		※1	※2	
							年齢	性別			所属学級

(注) 1 「志願者数」は男女別及び合計人数(全ての学科の合計)を記入する。2 枚以上にわたる場合は1枚目のみに記入する。

2 「番号」には、通し番号を記入し、学科(科)のまとまり順に作成する。

なお、学科(科)ごと別葉にすることが望ましい(この場合、2枚目以降の学科(科)の用紙については、「番号」等以下の欄のみ記載する。)

3 「学科(科)」については、附属資料1の略記でもよい。

4 「年齢」は令和5年4月1日現在の満年齢で、月以下は切り捨てる。

5 「備考」には、次の(1)、(2)に該当する場合に記入する。

(1) 中学校卒業者は、「平成〇〇年3月卒業」等と記入する。

(2) 自己申告書を提出する場合には「自己」と記入する。

6 「学校裁量枠」の第1志望の欄には、希望者を対象とする学校裁量枠の選抜段階を志願する場合に、附属資料1に示す選抜段階の番号(I、II、III)を記入する。

第2志望の欄には、「中学校における学習」を併願する場合に、附属資料1に示す選抜段階の番号IIIを記入する。

7 通知書本文のうち、「調査書 通」、「成績一覧表1組」については、必要に応じて記入又は抹消する。

8 本用紙は、中学校長が作成する。ただし、入学年度の1月1日以降に高等学校を中途退学した者の場合は、この様式に準じて在学していた高等学校の校長が作成する。

9 本用紙は、原則として、静岡県教育委員会から別途配布される電子ファイルを用いて作成し、プリントアウトしたものの先頭葉に校長氏名の記載及び校長印の押印をして、1部提出する。なお、県外(海外を含む。)から志願する場合には、本用紙を複写(コピー)して使用してもよい。

10 ※印の欄には記入しない。



## 成績一覧表の記入方法

### 1 一般的注意

- (1) 成績一覧表は、本実施要領に示す様式第 3 号によって各中学校が作成する。

なお、作成したものを複写（コピー）してもよい。この場合、複写後に校長印（校長印は職印）を押印する。

- (2) 成績一覧表は 1 通提出し、再募集では新たに 1 通提出する。ただし、一般選抜ですでに富士市立高等学校へ提出した場合には提出の必要はない。

- (3) 成績一覧表は、作成時に在籍している第 3 学年の生徒全員を対象とし、特別支援学級設置校においては、通常学級、特別支援学級別に、分校を持つ学校においては、本校、分校別に作成する。作成前に転出等した生徒については記載しない。特別支援学級分を提出するのは、特別支援学級在籍生徒が志願する場合のみとする。

なお、中学校卒業者については作成する必要はない。

- (4) 第 2 学期の評定が行われた後に転入等した場合

「各教科の学習の記録の評定」欄には、転入等する前に在籍していた中学校等の成績に基づいて記入し、備考欄に「○月○日転入」等と記入する。この場合、転入等する前に在籍していた中学校等の成績を添付する。

- (5) 数字で記入する欄は、1、2、3 等の算用数字を用いる。

- (6) 特別な教育課程を編成・実施する中学校の成績一覧表の作成は、市教育委員会の指示による。

### 2 記入方法

- (1) 1 枚の用紙における記入人数

1 枚の用紙に 40 人程度の生徒の記録を記入することを原則とするが、学級ごとに 1 枚としてもよい。

- (2) ※

特別支援学級又は分校の成績一覧表については、「特別支援学級」又は「分校」と記入する。

- (3) 枚のうち

成績一覧表が 2 枚以上にわたる場合は「3 枚のうち 2」のように記入し、1 枚で終わる場合は「1 枚のうち 1」と記入する。

- (4) 提出先

先頭葉についてのみ、高等学校名、課程名を記入する。

- (5) 「組番」、「性別」

ア 「組番」

調査書の該当欄のものと一致させる（調査書の「A 組 5 番」は「A-5」のように記入する。）。)

イ 「性別」

男又は女を記入する。

(6) 「各教科の学習の記録の評定」

第3学年における第2学期末までの学習状況について、「静岡県公立小中学校児童生徒指導要録の様式及び取扱い」に準じ、5段階の目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）で記入する。

2学期制の学校においては、第3学年における12月末までの学習状況について記入する。

なお、空欄には記入しない。

(7) 「中学校名、校長氏名及び印」

中学校名（分校のある場合は本校、分校の別を明示する。）を各一覧表に記入する。日付、校長氏名の記入及び職印の押印は、最終葉についてのみとする。

(8) 県外（海外を含む。）からの志願者

県外から志願する者の成績一覧表の作成は、原則として本記入方法による。





### 高等学校における学習と行動の記録

氏名		在籍した課程	全日制・定時制・通信制	在学した学科	科
入学年月日	平成 令和 年 月 日	退学年月日	平成 令和 年 月 日		

学 習 の 記 録					就 業 等 の 状 況
教科	記載事項	週履修 時間数	①	②	
	科目				
					学 習 の 記 録
					行 動 の 記 録
					そ の 他 の 特 記 事 項

この記載事項に誤りがないことを証明する。

令和 年 月 日

立

高等学校長

氏

名



(注) 1 本用紙は、高等学校長が作成する。

2 本用紙は、複写（コピー）して使用してもよい。

3 ①及び②には、中途退学の時点で修了した学年及び直近の学期における成績を、原則として、5段階で記入する。

(例 第2学年の1月に中途退学した場合は、第1学年の成績を①に、第2学年2学期末の成績を②に記入する。)

4 「就業等の状況」、「学習の記録」、「行動の記録」及び「その他の特記事項」は、生徒の状況が分かるよう、具体的に記載する。

併願しないことの証明書

令和 年 月 日

(宛先) 富士市立高等学校長

立 中学校長 氏 名 印

下記の者は、令和 年度高等学校入学者の募集において、貴校以外の公立高等学校へ出願しない者であることを証明します。

記

中学校名	都 道 卒 業 立 中学校 府 県 卒業見込
氏 名	
生年月日	平成 年 月 日生
住 所	

- (注) 1 本用紙は、中学校長が作成する。  
2 本用紙は、複写（コピー）して使用してもよい。

## 合格通知書

令和 年 月 日

立 中学校  
受検番号（ ）  
氏 名 様

富士市立高等学校長 印

あなたは、令和 年度富士市立高等学校入学者選抜において  
本校 全日制 の課程 科に合格したので通知します。

- (注) 1 本用紙は、高等学校長が作成する。  
2 希望者を対象とする学校裁量枠で合格した者には、「合格(希望者対象の学校裁量枠【選抜段階】)したので」と記入する。

枚のうち

## 入 学 者 選 抜 結 果 通 知 書

令和      年      月      日

立                      中学校長 様

富士市立高等学校長 印

貴校から本校の（選抜種別）を志願した者について、選抜の結果は、下記のとおりです。

### 記

課程	全日制	合格者数／志願者数	人／人
学科（科）名	受検番号	志 願 者 氏 名	選 抜 結 果

- (注) 1 本用紙は、選抜ごとに高等学校長が作成する。
- 2 「選抜種別」には、一般選抜又は再募集の別を記入する。
- 3 「合格者数／志願者数」には、当該中学校のそれぞれの合計人数を記入する。2枚以上にわたる場合は1枚目のみに記入する。
- 4 「学科（科）名」には、志望した学科（科）名を記入する。2つ以上の学科（科）において併願した場合は、合格の場合はその学科（科）名を、不合格の場合は第1志望の学科（科）名を記入する。
- 5 「選抜結果」には、合格の場合は○、不合格の場合は×を記入する。希望者を対象とする学校裁量枠で合格した者については、「○（希望者対象の学校裁量枠【選抜段階】）」と記入する。受検辞退の場合は「辞退」と記入する。

様式第9号 [一般選抜用]

受付 番号			選 抜 の 種 類	一 般		※1
志望 学科	第1志望	第2志望	第3志望	志 願 す る 学 校 裁 量 枠	※2	
入 学 願 書						
						令和5年 月 日
(宛先) 富士市立高等学校長						
私は、貴校に入学したいので保護者と連署して志願します。						
志 願 者	(ふりがな) 氏 名					
	生 年 月 日	平成	年	月	日	生
	現 住 所	(〒 - )				
	入 学 後 の 予 定 住 所	(〒 - )				
保 護 者	(ふりがな) 氏 名				志 願 者 と の 続 柄	
	現 住 所	(〒 - )				
連絡先電話番号		( ) -				
志 願 者 の 学 歴 及 び 職 歴	学 校 名	年 月 日		入学・卒業・その他		
	小学校第6学年	年 月 日		卒 業		
	中学校第1学年	年 月 日		入 学		
	中学校第3学年	年 月 日		卒 業 見 込 ・ 卒 業		

富士市教育委員会

## 納入通知書貼付用紙

志願者氏名 ( )

現住所 ( )

入学検定料 2,200円を富士市所定の納入通知書にて納入後、  
納入通知書兼領収書（コピーでも可）を「納入通知書のりづけ」欄に貼付してください。

切取線（切り取らないで提出する。）

### 入学者選抜実施当日の携行品

受検票、鉛筆、消しゴム、三角定規(分度器機能のあるものを除く。)、コンパス、上履き、昼食。

その他、実技検査等で必要な物。

筆箱、鉛筆削り、時計（計算機能、辞書機能等のあるものを除く。）は持参してもよい。

会場での貸借は許されないので、忘れないようにすること。

携帯電話の持参は認めない。  
また、その他、学力検査等の解答に利用できると思われるものの持参は認めない。

#### 注意

- 1 受付開始10分前までに会場に到着するようにし、万一遅刻したときは、会場係員に連絡すること。
- 2 受検票を忘れたときは、受付に連絡して指示を受けること。
- 3 急に病気になったり、交通事故等で会場へ行けなくなったりしたときは、電話等で連絡し、指示を受けること。
- 4 受検票は折らないようにすること。

## 受 検 票

令和5年度

富 士 市 立 高 等 学 校  
入 学 者 選 抜

受検番号	※
------	---

氏名

---

志望課程                      全日制

---

志望学科(科)

---

志願する希望者対象の選抜段階 [                      ]

---

富士市立高等学校

校印

#### 注意

- 1 ※以外は志願者が記入する。
- 2 志望学科(科)は、第1志望のみ記入する。
- 3 志願する希望者対象の選抜段階は、希望者を対象とする学校裁量枠の選抜段階を志望する者のみ、第1志望の段階番号（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）を[                      ]内に記入する。志願しない場合には、[ \ ]のように斜線を引く。

### 実技検査に関する事前調査票

希望者を対象とする学校裁量枠の選抜段階Ⅰを志望する者のみ記入し、その他の者は空欄のままとする。

志願先 高等学校	富士市立高等学校		
学科		選抜 段階	Ⅰ
受検 番号	(記入しない)		
氏名			

ビジネス探究	総合探究
--------	------

・希望する種目の番号を○で囲む。

・吹奏楽は楽器、陸上競技は専門種目、野球(男)・サッカー・バレーボール(女)・バスケットボールはポジションを[                      ]に記入する。

- |   |  |  |
|---|--|--|
| 1 | 野 球 (男) [                      ]         |  |
| 2 | サ ッ カ ー [                      ]         |  |
| 3 | 陸 上 競 技 [                      ]         |  |
| 4 | バレーボール(女) [                      ]       |  |
| 5 | バ ス ケ ッ ト ボ ー ル [                      ] |  |
| 6 | 剣 道 [                      ]             |  |
| 7 | 柔 道 [                      ]             |  |
| 8 | 硬式テニス [                      ]           |  |
| 9 | 吹 奏 楽 [                      ]           |  |

#### ス ポ ー ツ 探 究

中学時に主に取り組んでいたスポーツを、[                      ]に記入する。

[                      ]

切取線 (切り取らないで提出する。)

(裏)

学力検査・面接日程

1 一般選抜

3月2日(木)	3月3日(金)
8:30 受付開始	8:30 受付開始
8:40 注意伝達	8:40 注意伝達
8:50 検査室へ入室	8:50 控室へ入室
解答上の注意	9:00 面接等
9:05～ 9:55 国語	
10:10～11:00 数学	
11:15～12:05 英語	
12:55～13:45 社会	
14:00～14:50 理科	
15:00～ 面接カード記入等	

- ・学校独自選抜資料の日程は別に定める。
- ・3月3日の日程は、志願者数等により、変更する場合がある。変更がある場合は事前に連絡する。

### 入学願書の記入方法

- 1 入学願書の様式は、富士市立高等学校学則第 13 条によるものである。
- 2 本用紙は、市教育委員会が交付する。
- 3 「受付番号」の欄は記入しない。
- 4 「志望学科」の欄には、学科名を記入する。スポーツ探究科は、第 3 志望まで、ビジネス探究科及び総合探究科は、第 2 志望（ただし、スポーツ探究科以外の学科）まで記入することができる。第 2 志望、第 3 志望まで記入しない場合は、斜線を引く。なお、学科の記入には、附属資料 1 の略記を使用してもよい。
- 5 「志願する学校裁量枠」の欄には、希望者を対象とする学校裁量枠の選抜段階を希望する者のみ、その段階番号（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）を記入する（附属資料 1 参照）。希望者を対象とする選抜段階を志願しない場合、斜線を引く。
  - （例 1）選抜段階Ⅰを志願し、選抜段階Ⅲを併願する場合  
・・・「志望する学校裁量枠」の欄に「Ⅰ」、「※ 2」の欄に「Ⅲ」
  - （例 2）選抜段階Ⅰのみを志願し、学校裁量枠で「中学校における学習」を併願しない場合  
・・・「志望する学校裁量枠」の欄に「Ⅰ」、「※ 2」の欄は斜線を引く
- 7 「志願者 入学後の予定住所」の欄は、現住所と異なる場合に記入する。
- 8 「連絡先電話番号」の欄には、志願者又は保護者の連絡先電話番号を記入する。
- 9 中学校第 1 学年入学以降に転入学又は編入学をした者は、「志願者の学歴及び職歴」の欄の第 4 行以降に必要事項を記入する。

### 納入通知書貼付用紙、実技検査に関する事前調査票、受検票の記入方法

- 1 納入通知書貼付用紙には、入学検定料 2,200 円を富士市所定の納入通知書にて納入後、納入通知書兼領収書（コピーでも可）を「納入通知書のりづけ」欄に貼付する。
- 2 実技検査に関する事前調査票は、学校裁量枠の選抜段階Ⅰを志願する者のみ記入し、その他の者は空欄とする。

3 受検票には氏名、志望学科（科）を記入する。志願する希望者対象の選抜段階は、希望者を対象とする学校裁量枠の選抜段階を志望する者のみ、第1志望の段階番号（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）を[ ]内に記入する。志願しない場合には、[ \ ]のように斜線を引く。



## 追 検 査 受 検 願

令和 年 月 日

(宛先) 富士市立高等学校長

受検番号 ( ) 志願者氏名

下記のように追検査を受検させてくださるようお願いいたします。

### 記

- 1 教 科 名 等
- 2 理 由

- (注) 1 本用紙は、志願者が作成する。
- 2 本用紙は、複写 (コピー) して使用してもよい。
- 3 教科名等欄には、教科名、「面接」、「作文」等を記入する。  
なお、学力検査において全教科受検できなかった場合には「全教科」と記入する。
- 4 理由が病気の場合には医師の診断書等、交通事情等の理由による場合には、その事務担当責任者の証明書等、受検できなかった理由が正当であることを証明するに足る書類を添える。

様式第12号 [再募集用]

受付 番号			選 抜 の 種 類	再 募 集		※1
志望 学科	第1志望	第2志望	第3志望	志 願 す る 学 校 裁 量 枠	/	※2
入 学 願 書						
						令和5年 月 日
(宛先) 富士市立高等学校長						
私は、貴校に入学したいので保護者と連署して志願します。						
志 願 者	(ふりがな) 氏 名					
	生 年 月 日	平成	年	月	日	生
	現 住 所	(〒 - )				
	入 学 後 の 予 定 住 所	(〒 - )				
保 護 者	(ふりがな) 氏 名				志 願 者 と の 続 柄	
	現 住 所	(〒 - )				
連絡先電話番号		( ) -				
志 願 者 の 学 歴 及 び 職 歴	学 校 名	年 月 日		入学・卒業・その他		
	小学校第6学年	年 月 日		卒 業		
	中学校第1学年	年 月 日		入 学		
	中学校第3学年	年 月 日		卒 業 見 込 ・ 卒 業		

富士市教育委員会

## 納入通知書貼付用紙

志願者氏名 ( )

現住所 ( )

入学検定料 2,200円を富士市所定の納入通知書にて納入後、  
納入通知書兼領収書（コピーでも可）を「納入通知書のりづけ」欄に貼付してください。

切取線（切り取らないで提出する。）

### 再募集実施当日の携行品

受検票、鉛筆、消しゴム、上履き。

その他、実技検査等で必要な物。

筆箱、鉛筆削り、時計（計算機能、辞書機能等のあるものを除く。）は持参してもよい。

会場での貸借は許されないの

で、忘れないようにすること。  
携帯電話の持参は認めない。

また、その他、作文等の解答に  
利用できると考えられるものの  
持参は認めない。

#### 注意

- 1 受付開始10分前までに会場  
に到着するようにし、万一遅  
刻したときは、会場係員に連  
絡すること。
- 2 受検票を忘れたときは、受  
付に連絡して指示を受けるこ  
と。
- 3 急に病気になったり、交通  
事故等で会場へ行けなくなっ  
たりしたときは、電話等で連  
絡し、指示を受けること。
- 4 受検票は折らないようにす  
ること。

## 受 検 票

令和5年度

富士市立高等学校再募集

受検番号	※
------	---

氏名

---

志望課程            全日制

---

志望学科(科)

---

富士市立高等学校

校印

#### 注意

- 1 ※以外は志願者が記入する。
- 2 志望学科(科)は、第1志望のみ記入  
する。

#### 日程

<b>3月22日（水）</b>
8:30 受付開始
8:40 注意伝達
9:00～9:50 作文
作文終了後
面接上の注意、面接カード記入、 面接及び実技検査

## 別記 4

### 入学願書[再募集用]の記入方法

- 1 入学願書の様式は、富士市立高等学校学則第 13 条によるものである。
- 2 本用紙は、市教育委員会が交付する。
- 3 「受付番号」の欄は記入しない。
- 4 「志望学科」欄には、学科名を記入する。また、いずれの学科が第 1 志望の場合であっても第 3 志望まで記入することができる。なお、第 2 志望、第 3 志望まで記入しない場合は、斜線を引く。学科の記入には、附属資料 1 の略記を使用してもよい。
- 5 「志願者 入学後の予定住所」の欄には、現住所と異なる場合に記入する。
- 6 「連絡先電話番号」の欄には、志願者又は保護者の連絡先電話番号を記入する。
- 7 中学校第 1 学年入学以降に転入学又は編入学をした者は、「志願者の学歴及び職歴」の欄の第 4 行以降に必要な事項を記入する。

### 納入通知書貼付用紙、受検票の記入方法

- 1 納入通知書貼付用紙には、入学検定料 2,200 円を富士市所定の納入通知書にて納入後、納入通知書兼領収書（コピーでも可）を「納入通知書のりづけ」欄に添付する。
- 2 受検票には氏名、志望学科（科）を記入する。

## 再募集志願資格証明書

令和 年 月 日

(宛先) 富士市立高等学校長

立 中学校長 氏 名 印

下記の者は、令和 年度富士市立高等学校入学者選抜の再募集への志願に当たり、令和 年度富士市立高等学校入学者選抜実施要領に定める志願資格を有する者であることを証明します。

### 記

中 学 校 名	卒 業 立 中学校 卒業見込
氏 名	
志願資格を有する 具体的理由	

- (注) 1 本用紙は、中学校長が作成する。  
2 本用紙は、複写 (コピー) して使用してもよい。

## 身元保証承諾書

令和 年 月 日

(宛先) 富士市立高等学校長

身元保証人 氏 名  
住 所  
電 話 ( ) -

下記の者が貴校を受検するに当たり、志願者の保護者が帰国するまでの間、志願者の身元保証人となることを承諾します。

### 記

- 1 志願者氏名
- 2 志願者の保護者氏名
- 3 志願者と身元保証人との関係
- 4 志願者の帰国後の住所

- (注) 1 本用紙は、身元保証人が作成する。  
2 身元保証人となりうる者は、おじ、おばなどの親族及び保護者の勤務する会社の責任者などである。  
3 本用紙は、複写（コピー）して使用してもよい。  
4 本用紙は、志願者の保護者が、原則として入学後 1 年以内に、志願者と同居することが明らかな場合に提出することができる。

## 受 検 上 の 配 慮 願

令和 年 月 日

(宛先)富士市立高等学校長

立 中学校 (卒業・卒業見込)

志願者氏名

保護者氏名

住 所

電話番号

下記のとおり、学力検査及び面接等の受検上の配慮をお願いします。

### 記

#### 1 選抜の種類

一般選抜

#### 2 志願学科(科)

①ビジネス探究科 ②スポーツ探究科 ③総合探究科

#### 3 配慮を希望する事項・内容

##### (1) 学力検査及び面接の会場等

(特に配慮を希望する内容)

①他の受検者と同じ検査室でよい。

②別室での受検を希望する。

③病院での受検を希望する。

(病院名: )

##### (2) 学力検査及び面接の方法等

(特に配慮を希望する内容)

①拡大文字による検査問題を希望する。

(拡大率: )

②放送による問題において読唇を希望する。

③点字による問題を希望する。

④その他 ( )

##### (3) その他(器具の持込み、介助者の付添い等)

#### 4 配慮を希望する理由(具体的な障害の内容や程度等)

#### 中学校長記入欄

学力検査及び面接等の実施に当たり、上記の配慮が必要であると判断します。

令和 年 月 日

学 校 名

立

中学校

校 長 氏 名

印

(注) 1 本用紙は、志願者が作成する。

2 本用紙は、複写(コピー)して使用してもよい。

3 該当する番号には○を付け、特に配慮を要する内容を記入する。

4 中学校長は、配慮内容の妥当性について記載した資料(診断書等及び志願者の中学校での学習・生活の様子等)についての説明書(様式自由)を添付して、校長に提出する。

## 受 検 上 の 配 慮 通 知

令和 年 月 日

立 中学校長 様  
志願者 様

富士市立高等学校長 

下記のとおり、学力検査及び面接等の受検上の配慮をいたします。

### 記

#### 1 選抜の種類

①一般選抜

#### 2 志願学科（科）

①ビジネス探究科 ②スポーツ探究科 ③総合探究科

#### 3 配慮事項・内容

(1) 学力検査及び面接の会場等

(2) 学力検査及び面接の方法等

(3) その他（器具の持込み、介助者の付添い等）

(注) 1 本用紙は、校長が作成する。

2 本用紙は、複写（コピー）して使用してもよい。

## 県外からの入学志願許可申請書

令和 年 月 日

（宛先）富士市立高等学校長

立 中学校 卒業  
卒業見込

志願者氏名

志願者住所

保護者氏名

（志願者との続柄）

次の理由により貴校への入学を志願したいので、許可されるよう関係書類を添えて申請します。  
なお、貴校以外の公立高等学校へは出願しません。

[理由]

上記に相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

立 中学校長 氏名

印

申請のとおり県外からの入学志願を許可します。

令和 年 月 日

富士市立高等学校長 氏名

印

- （注） 1 本用紙は、志願者が 2 部作成し、中学校長を通じて富士市立高等学校長の許可を得る。  
2 高等学校を入学年度の 1 月 1 日以降に退学したものについて証明する場合、中学校長を高等学校長に訂正すること。  
3 県外からの志願が適当であることを証明する書類（様式自由 要職印）を添付する。

## V 附属資料

- 附属資料1 学校裁量枠において重視する観点及び選抜方法の概要等 . . . . . 45
- 附属資料2 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合の  
措置について . . . . . 46
- 附属資料3 入学者選抜における県外（海外を含む。）からの志願者の扱いについて . . 47
- 附属資料4 入学者選抜に係る情報の提供及び開示 . . . . . 48



### 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表された場合の措置について

- 1 入学者選抜の検査日以前に、「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表されている場合は、状況把握等の情報収集につとめる。また、市教育委員会の指示に従う。
- 2 検査当日、「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表された場合は、令和5年度富士市立高等学校入学者選抜に関する一切の業務(以下「入学者選抜業務」という。)を停止する。
- 3 入学者選抜業務を停止した場合の当該業務の再開については、静岡県教育委員会の日程に合わせて行う。
- 4 面接、作文、実技検査及び学力検査等実施中に「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表された場合は、受検者及び付添人の安全を確保するため、次に示すところに従い、富士市立高等学校の地震防災計画に準じて、具体的な対策を立てる。

- (1) 教職員に対して、業務分担を明確にするとともに、当日の措置について、周知徹底を図る。
- (2) 受検者に対する措置

ア 検査室において学力検査(作文を含む。)を中止する場合の指示事項

#### 指示事項

ただいま、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表されました。  
学力検査(作文等)は、直ちに中止します。問題用紙(作文問題)と解答用紙(作文用紙)を重ねて、机の上に置きなさい。  
受検票と筆記用具を持ちなさい。  
先生の誘導に従って、富士市立高等学校の定める安全な場所に移動しなさい。  
(必要がある場合は、校内及び周辺の危険箇所図を配布する。)

イ 上記ア以外の場合の指示事項は、校長が適宜定める。

- (3) 付添人に対する措置

ア 控室における指示事項

#### 指示事項

ただいま、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表されました。直ちに、富士市立高等学校職員の誘導に従って、富士市立高等学校の定める安全な場所に移動してください。

イ 上記ア以外の場合の指示事項は、校長が適宜定める。

- (4) その他

ア 学力検査(作文を含む。)を中止した場合の検査室における問題用紙等の取扱い  
問題用紙等は、誘導の際は回収せず、検査室にそのままにしておく。

イ 平常時における準備及び連絡事項

(ア) 控室の準備

控室には、富士市立高等学校の定める安全な場所に至るまでの経路図等を掲示する。

(イ) 付添人への連絡

受検者が検査室に入場した後、控室において、付添人に次の連絡をする。

#### 連絡事項

- 1 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表された場合は、面接、作文、実技検査及び学力検査等は、直ちに中止します。
- 2 受検者は、監督者等に誘導されて、ここに掲げる場所に向かいます。  
(富士市立高等学校の定める安全な場所への経路図を図示する。)
- 3 校内及び周辺の危険箇所は、次図に示すとおりです。  
(危険箇所を図示する。)
- 4 その他、富士市立高等学校の指示に従ってください。

ウ ここに示す以外のことについては、校長が適宜定める。

富士市立高等学校長 様

富士市教育委員会  
教育総務課長

入学者選抜における県外（海外を含む。）からの志願者の扱いについて（通知）

富士市立高等学校入学者選抜実施要領では、県外の中学校卒業見込みの者又は中学校卒業者の富士市立高等学校への志願について特別の理由があり、その理由を在学又は出身の中学校長が適当であると認めた場合、かつ、上記理由を富士市立高等学校長（以下「校長」という。）が適当であると認めた場合に限ることとしています。

校長による理由の適当性の判断においては、特に下記について、十分配慮した上で行うようお願いします。

なお、志願が適当であることを証明する書類については、客観的な公的機関の証明に加え、中学校長等の保証等、校長の十分な判断に資するものであればこれを充たしうることを申し添えます。

#### 記

- 1 家族と転住することを理由に志願しようとする生徒については、それが志願のために一時的に行われるものであってはならないこと。
- 2 学校の特色に対して、勉学意思を持って志願しようとする生徒については、在学中の生活指導、保護関係が保証される場合に限ってこれを認めるようにし、志願が適当であることを証明する書類として、この点が明確になるものを求めるものであること。

特に、アパートなどでの一人暮らしで、日常生活の保護・監督者と生活を共にできない場合には、適当性を欠くものとして判断されることに留意する。

## 入学者選抜に係る情報の提供及び開示

### 1 入学者選抜に係る情報の提供

入学者選抜に係る情報のうち、(1)に示す選抜資料については、(2)に示す手続きによって受検者本人に提供する。

#### (1) 提供の対象となる入学者選抜に係る情報

##### ア 一般選抜

面接、学力検査及び学校独自選抜資料の結果

##### イ 再募集

作文、面接及び学校独自選抜資料（スポーツ探究科志願者のみ）の結果

#### (2) 請求等の手続き

##### ア 請求期間

令和5年4月1日から4月30日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

##### イ 請求先

富士市立高等学校

##### ウ 請求方法

受検者本人が受検票又は合格通知書を提示するとともに、口頭により希望する選抜資料の結果を請求し、簡易な請求願に必要事項を記入する。

##### エ 提供方法

請求を受けた場合、受検者本人であることを確認の上、請求のあった情報を閲覧又は資料提供により提供する。

##### オ 時間

午前9時から午後4時までの間で富士市立高等学校が適切に定める。

### 2 入学者選抜に係る情報の開示

1に定めるもののほか、入学者選抜に係る情報の開示に関する事項については、富士市情報公開条例及び富士市個人情報保護条例に基づいて行う。